

鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和4年2月25日付第202100289474号
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知
一 部 改 正 令和4年6月20日付第202200075910号
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及びスマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱（令和3年12月21日付け3農産第1876号農林水産事務次官依命通知）、スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和3年12月21日3林整研第162号林野庁長官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ICTを活用したスマート林業技術等の導入やオペレーターの育成等を支援し、木材需要の増加への対応や林産物の輸出拡大に向けた林業の生産性や安全性の向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と同表の第5欄に掲げる額のいずれか低い額とする。
 - 3 別表1の第3欄に掲げるスマート林業技術等は別表2に定めるとおりとする。
 - 4 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
 - 4 本補助金の交付を受けようとする者は、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情の場合においては、交付申請に当たり、様式第5号に定める交付決定前着手届を添付するものとする。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
 - 4 知事は、前条第4項の規定による届を受けた場合で、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、本補助金の交付見込額を様式第6号により内示することができる。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(額の確定)

- 第8条 規則第18条第1項に規定する額の確定については、様式第4号によるものとする。

(財産の処分制限)

- 第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。)第5条に規定する処分制限期間とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

- 第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、所轄の地方事務所の長に提出するものとする。

(雑則)

- 第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月20日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

別表1（第3条、第6条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 重要な 変更
スマート 林業導入 支援事業	(1) スマート技術 等の導入支援	林業事業者等	生産性や安全性の向上を図るためのスマート林業技術等の導入と導入技術の普及に向けた取組に要する経費	1/2以内 ただし、事業実施主体が表外※1～3のいずれかに該当する場合は2/3以内	1,000万円 補助率2/3以内の場合は1,500万円※	補助金額の増額又は3割を超える減額
	(2) オペレーター 育成支援	林業事業者等	事業を実施する際のスマート林業技術等を扱う専門人材の育成のために行う取組に要する経費	10/10	100万円	補助金額の増額又は3割を超える減額

※1 森林計画を策定済みである者

- 2 木材の安定供給に係る協定を取引先と締結し、かつ、その取引先が合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律における登録木材関連事業者である者
- 3 経営の安定化を図るため、製品の多様化又はICT等を活用した販路の多角化に新たに又は拡大して取り組む者

別表2（第3条関係）

補助対象となるスマート林業技術等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林調査（レーザ測量等）、林業作業（苗木運搬、薬剤運搬等）に用いられる無人航空機 ・ 林内測量機器（地上レーザスキャナー、GNSS受信機及び林内測量機器と一体的に用いられる解析用ソフトウェア等） ・ 自走式木材破砕機 ・ 植林用自動穴掘り機械 ・ 自走又は遠隔操作式下刈り機械 ・ 枝打ちロボット ・ アタッチメント（地拵え、下刈り） ・ ICT生産管理関連ソフトウェア（施業提案、木材検収等） ・ ICT生産管理関連機械（StanForD2010又はそれに準じるシステムに準拠した素材生産機械） ・ オートチョーカー ・ 林業架線用繊維系ロープ ・ 機械式クサビ ・ アシストスーツ ・ ICTを活用した有害鳥獣捕獲機材 ・ 林内通信機器（LPWA等） ・ 林業作業VR体験シュミュレータ ・ 自動温室管理・かん水システム ・ 自動充実種子選別装置 ・ コンテナ等運搬ロボットアーム ・ 培土圧入機一式（攪拌機、充填機、穴開け機） ・ 自動播種機 ・ コンテナ苗ラッピング器 ・ 自動コンテナ苗抜取機 ・ ハウス内環境モニタリングシステム ・ 自動散水装置 ・ 自動穿孔機 ・ 自動植菌機 ・ 自動選別装置 ・ 自動搬送機 ・ 自動袋詰め機 ・ 自動薪割り機 ・ その他、先端技術等を用いて生産性、労働安全衛生の向上に資する林業、特用林産業に使用される器具（汎用性の高いものとして知事が認めるもの）

様式第1号（第4条及び第7条関係）

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業計画（実績）及び収支予算（決算）書

1 事業内容

（1）スマート林業技術等を導入する理由・背景

※現在の取組内容とスマート林業技術等を導入する理由・背景を記載してください。
 ※取組内容がわかる既存資料（パンフレット等）があれば、添付してください。

（2）取組内容

取組内容

※導入するスマート林業技術等をどのように利用するか、適切な使用が確認できる内容を具体的に記載してください。

2 収支予算（決算）

（1）収 入

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
本補助金				
自己資金				
借入金				
その他補助金				
計				

（2）支 出

ア スマート林業技術等の導入支援

（単位：円）

機械・機種名	台数	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
計					

イ オペレーター育成支援

(単位：円)

研修内容	人数	予算額	決算額	差引増減	備考
計					

- (注) ・申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。
 ・実績報告時には備考欄に経費の内訳を記載すること。
 ・実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

3 事業完了予定年月日 (事業完了年月日)

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無 (有・無)

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載すること。

5 消費税の取り扱い

(一般課税業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)

※該当するものに○をすること。

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県スマート林業導入支援事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付要綱（令和4年2月25日付第202100289474号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金について、補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

第 年 月 日

様

鳥取県知事

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付第 号で交付決定し、年 月 日付で実績報告書が提出された本補助金について、下記のとおり補助金の額の確定をしましたので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

（単位：円）

交付決定額	確定額	既支払額	精算払額

年 月 日

鳥取県知事 _____ 様

職 _____ 氏 _____ 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金の交付決定前着手届

鳥取県スマート林業導入支援事業のうち鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金交付要綱（令和4年2月25日付第202100289474号）の第4条第4項に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 補助事業名
- 2 事業内容
- 3 事業費
- 4 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

- 1 交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

（元号）年度鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金の交付内示について（通知）

年 月 日付第 号で申請のあった鳥取県スマート林業導入支援事業費補助金については下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

1 補助事業名

2 事業内容

3 事業費

4 補助金

5 備考